



一心太助の天秤棒

越谷市議会議員 白川ひでつぐ

～前の籠には責任を、後の籠には信頼を、肩に担いで売り歩く～

9月2日に発生した、越谷市の竜巻被害の関連情報 (その4)

(9月10日午後5時現在)

桜井南小学校 (9月2日午後4時撮影。窓ガラスが破損している)

被害状況〈家屋等〉全壊11世帯半壊及び部分損壊1062世帯 車損傷26件
電柱倒れ 33本



〈停電〉4,300軒 (災害発生時) 市内 (大杉、大松、弥十郎、弥栄町四丁目、大古
大道、恩間、袋山、大竹、大里、下間久里、上間久里、大泊、南荻島)
2,000軒 (9月3日午前0時現在)
800軒 (同 午前11時現在) 市内停電が復旧 (9月4日午後2時)



負傷者 (9月3日現在) 75人 (重症3人 中等症2人 軽傷70人)



公共施設の被害状況

北体育館 ガラス及び天井の一部破損 第二学校給食センター 屋根三分の一破損
電柱倒壊 ガラス数十枚破損 調理器具大破 しらこぼと運動公園第二競技場
防球ネット支柱8本破壊 電柱2本倒壊 北陽中学校 屋根三分の一破損 桜井南
小学校 ガラス20枚破損 深田保育所 フェンス破損 大袋分署 天井一部破損



市内小中学校の対応状況 (9月3日)

桜井南小学校 登校時間を遅らせる 大袋東小学校 休校 北陽中学校 休校
大袋中学校 休校 (午後) (9月6日) 北陽中学校 停電が復旧したため平常授業



がれきの処理

9月11日 (水) 午後5時で閉鎖 (一時保管場所) 弥十郎公園、大里第一公園、袋山
ふれあい公園、南荻島公園 9月17日 (火) 午後5時で閉鎖 しらこぼと運動公園
第二競技場、恩間公園、大杉公園、大杉第二公園、深田公園

9月18日 (水) 以降の処理 普段利用している家庭ごみ集積所に分別して出せば、
市が収集する。出来る限り金属、燃えるごみ・がれき (かわら、ガラス等) の3種類
に分別のこと。集積所に出せない大きながれき等は、環境資源課に相談のこと。



越谷市災害ボランティアセンター設置

(9月3日 社会福祉協議会内 電話048-966-3211)

現在ボランティアを募集中 市内在住、在勤、在学の市民 活動はがれきの撤去
清掃 家財の搬出

受付時間 午前8時30分から正午 活動受付時間午前8時30分から正午 活動終了午後4時
場所 くすのき荘 (048-979-2157) と北部市民会館 (048-979-0036) の2か所

農地等のがれき撤去もボランティアが協力している。9月8日から越谷市連合婦人会が、くすの
き荘で炊き出しを開始。1日400食のおにぎりとお汁を提供。9月14日 (土) までの予定

ボランティアを募集しています。詳しくは センターに連絡して下さい。
ただし作業進行の関係で当日マッチングしない場合もあります。

VII

避難所の開設状況（9月10日 午前0時現在の避難者数）

大袋地区センター	0人
新方地区センター	0人
桜井地区センター	0人
北部市民会館	3人
荻島地区センター	4人
くすのき荘	3人
合計	10人



VIII

市議会の対応（9月10日）

9月越谷市議会が8月30日から開会しているが、2日の竜巻被害の関係で執行部より、議長へ議事日程に対する特別の配慮を求める申し入れ（竜巻対応を優先したい）を受けて、9月4日、5日、6日、9日に予定していた一般質問（質問者10名）の中止。また、9月11日、12日、13日に予定していた決算特別委員会も閉会中に審査。各常任委員会が実施予定の県外行政調査や議員会主催のグランドゴルフ大会も中止。9月議会は、実質5日間の議会日程となった。

「竜巻被害の早期復旧と生活再建に関する意見書について」（9月10日）を議決。

IX

義援金の受付（9月10日現在）

市役所本庁舎総合受付・社会福祉協議会・市内各地区センターに設置。1, 116万円7, 512円の募金また見舞金が185万円。



大里地区の被災住宅

X

学校給食（9月6日）

被災した第二給食センター管轄の学校は、簡易給食で対応。9月9日以降は第一、第三学校給食センターで市内全校に提供する。献立の一部を減らして対応する。簡易給食を提供している学校では、学校長の判断で副食の持参を可とする。

IX

罹災証明及び公的支援

被災者相談窓口（り災証明受付 累計544件）を9月6日から市役所第二庁舎5階大会議室、出張受付（くすのき荘、北部市民会館）に設置。9月9日（月）から9月15日（日）まで実施する。受け付け時間は、午前9時から午後4時30分まで。（9月3日からの累計受付数701件）

被害家屋調査は、9月7日からり災申請書の仕分、現場調査・判定の業務を開始。

越谷市に被災者生活再建支援法が適用されることが決定（適用日は平成25年9月2日）。竜巻により被害を受けた世帯に対し、この法律に基づき支援金が支給される。（9月7日からの判定処理件数55件）

竜巻の被害にあわれた方は 当分の間、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書等の発行手数料が免除される。

越谷市医師会の避難所への訪問診療が、9月4日（水）から9日（月）までの6日間、午後7時から2版体制で実施し、市保健師も同行する。診察料は無料。

C

住宅復興支援

市営住宅・県営住宅の103戸を提供。対象世帯は居住が困難となった越谷市民住宅の応急処理制度 被災者の住宅を修理することで、市営住宅等入居の必要がない市民の場合に、被災者に代わり市が業者に依頼して直接修理する制度。半壊、大規模半壊または全壊の被害者は（り災証明書が必要）所得制限はないが、半壊は制限あり 限度額は一世帯あたり52万円。

竜巻被害の総合支援体制で「被災者支援対策室」を9月10日から設置。市役所5階大会議室